## 家畜衛生だより 令和3年8月号

紀北家畜保健衛生所電話 073-462-0500紀南家畜保健衛生所電話 0739-47-0974紀南家畜保健衛生所東牟婁支所電話 0735-58-1481

アフリカ豚熱の国内侵入リスクが高まっています!

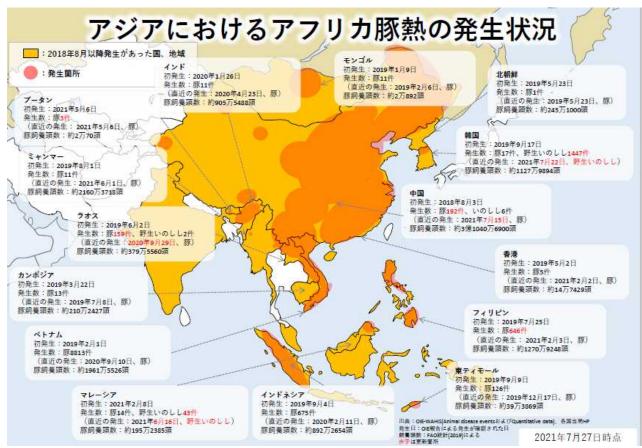
飼養衛生管理の徹底を!

## 〇アジアでアフリカ豚熱の流行が拡大!ワクチンはありません!

アフリカ豚熱(ASF)ウイルスにより起こる豚・いのししの伝染病であり、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病です。感染畜等との接触やダニの媒介により感染する他、本病ウイルスに汚染された十分に加熱されていない肉および肉製品を豚が食べることによっても感染します。

有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大です。 ASF は豚・いのししの病気であり、人は感染しません。

我が国ではこれまで本病の発生は確認されていませんが、アフリカでは常在的に、ロシア及びアジアでも発生が確認されています。アジアでは平成 30 年 8 月に中国での初発後、近隣諸国への感染が急拡大し、韓国では野生いのししでの感染が拡大しています。



出典:農林水産省HP(https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/attach/pdf/asf-1255.pdf)

## ○旅客携帯品でアフリカ豚熱が検出されています!

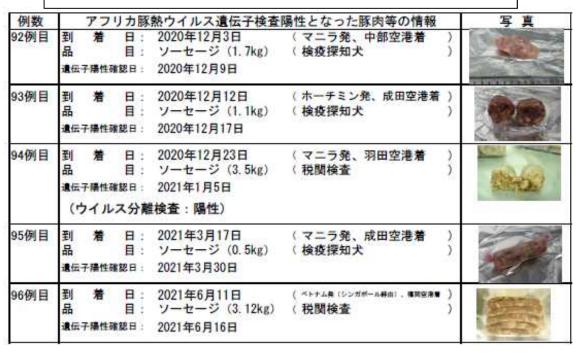
アジア地域からの旅客携帯品のモニタリング検査において、ASF ウイルスの遺伝子がこれまで 96 例検出されています(令和3年6月16日現在)。また、遺伝子が確認された豚肉製品の一部から、ASF ウイルスが分離されています。直近では令和2年12月にマニラ発羽田空港着便で持ち込まれた豚肉製品から、生きたASF ウイルスが検出されました。今後、コロナ禍がおさまれば、海外と日本を往来する旅行者が急激に増え、国内でも人の往来が激増することが予測され、人や車両等を介したウイルスなどの病原体の移動が懸念されます。豚熱と同様に、飼養衛生管理の徹底をお願いします。

## ○畜産物の違法な持込に対する罰則強化

家畜伝染病予防法の改正により令和2年7月1日より肉製品などの畜産物を違法に持ち込んだ場合の罰則が強化されています。

- ・肉製品などの畜産物を違法に持ち込んだ場合の罰金の引き上げ300万円以下(法人の場合5000万円以下)の罰金又は3年以下の懲役
- 動物検疫所の職員は、携帯品中の肉製品などの畜産物の有無について質問すると ともに、検査を行うことが可能(権限の強化)
- 違法に持ち込まれた肉製品などの畜産物を廃棄する権限を持つ(権限の強化)

旅客携帯品の豚肉等におけるアフリカ豚熱遺伝子検出事例(一部抜粋)



出典:動物検疫所HP(https://www.maff.go.jp/ags/topix/pdf/asf\_pcrpositive 89\_ipn.pdf)

気になることや不明な点がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所まで お問い合わせください。